

入札説明書

群馬県警察本部交通部交通規制課 交通管制センター設備改修等工事に係る工事入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 8 年 8 月 5 日（水）

2 契約者 群馬県警察本部長 丸 山 潤

3 担当部局

〒371-8580 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係
電話 (027)243-0110(内線2214～2216)

4 工事内容等

- (1) 工事名 交通管制センター設備改修等工事（対照番号 1002 号）
- (2) 工事場所 前橋市大手町一丁目1番1号
- (3) 工事内容 別冊図面及び仕様書のとおり
- (4) 工期 約7ヶ月間（令和 8 年 8 月 27 日～令和 9 年 3 月 31 日）

5 入札参加形態

単体による参加

6 条件付き一般競争入札(事後審査方式)に参加する者に必要な資格

この公告の工事の入札に参加できる者は、群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)第10条に規定する建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者のうち、入札の公告の日から開札の日までの期間にわたり、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- | |
|--|
| (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。 |
| (2) 群馬県財務規則第170条第2項の規定に基づく県の入札参加制限を受けていない者であること。 |
| (3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。 |
| (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、再生手続開始決定を受けている者については、手続開始決定後、資格者名簿に登載された者であること。 |
| (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 |

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第7条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ロ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 群馬県の令和8・9年度建設工事入札参加資格者名簿で、電気工事の格付けがA等級の者であること。

(7) 過去10年間に、この公告の工事と同種の工事についての施工実績(施工中の物件を除く。)がある者であること。

(8) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者(二級電気工事施工管理技士又は第二種電気工事士等)で資格者証の交付を受けており、かつ、同種の工事の工事経験があり、申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者を配置できること。

7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

(1) この公告の工事の競争入札の参加希望者は、次に従い、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)&6に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出しなければならない。

なお、申請期限日までに申請書及び資料を提出しない者は、この公告の競争入札に参加することができない。

また、ぐんま電子入札共同システムにより、競争入札参加資格確認通知書が発行されるので、これをもって申請書及び資料は受理されたものとする。ただし、「理由又は条件」欄に以下のとおり表示されており、本通知により入札参加資格が認定されたものではない。

【事後審査の為、暫定的に資格「有」にて発行します。】

① 提出期間	令和 8 年 8 月 5 日 (水) 午前 9 時から 令和 8 年 8 月 14 日 (金) 午後 4 時までの間 毎日(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
② 提出方法	ぐんま電子入札共同システムによる。 URL: https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/ 上記による提出が不可能な者は、発注者と協議するものとする。

(2) 提出する書類は、次のとおりとする。

- ① 入札参加資格確認申請書(別記様式1)
- ② 同種の工事の施工実績(別記様式2)
- ③ 監理(主任)技術者等の資格・工事経験(別記様式3)
- ④ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ⑤ ②、③を補足する資料

(3) 提出する書類は、次のとおり作成すること。

なお、同種の工事の施工実績及び配置予定技術者の同種の工事の工事経験については、平成28年度以降に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 施工実績

6(7)に掲げる資格があることを確認できる同種の工事の施工実績を、別記様式2に記載すること。この場合記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定技術者

6(8)に掲げる資格があることを確認できる配置予定技術者の資格、同種の工事の工事経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。この場合記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況を記載することもできる。

③ 契約書の写し

①及び②において別記様式2及び3に記載すべき工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、当該工事の契約書の写しを提出する必要はなく、CORINSにより出力した「工事カルテ受領書の写し」を添付すること。

(4) 配置予定技術者選定にあたっての注意事項

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げ(入札辞退)を行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。

(5) その他

① 申請する書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 群馬県警察本部は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された資料は、返却しない。

④ 提出期限日以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

(ただし、資格審査において疑義が生じた場合、提出を求めるものは除く。)

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先

〒371-8580 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

電話 (027)243-0110(内線2214~2216)

8 情報システム・機器・役務等の調達に係る調達内容リストの提出

この公告の工事の競争入札参加希望者は、「交通管制センター設備改修等工事」で調達予定の機器及びウェアの開発等に関して、あらかじめ候補となる機器等及び役務(再委託先等も含む。)の調達内容リスト(別紙を作成の上、群馬県警察本部に提出して審査を受けること。

(1) 提出期間 令和8年8月5日(水)午前9時から

令和8年8月12日(水)午後4時までの間

(2) 提出方法 持参又は郵送による。

(3) 提出先 前記7(5)⑤に同じ。

上記による提出が不可能な者は、発注者と協議するものとする。

9 別冊図面及び仕様書以外の詳細図面及び仕様書(金額抜き設計書)並びに現場説明書(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

(1) 閲覧期日及び閲覧方法

① 閲覧期間 令和 8 年 8 月 5 日 (水) ～ 令和 8 年 8 月 14 日 (金) までの
毎日

② 閲覧方法 ぐんま電子入札共同システムによる。

URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

上記方法に加え、下記要領でも閲覧を行う。

① 閲覧期間 令和 8 年 8 月 5 日 (水) ～ 令和 8 年 8 月 14 日 (金) までの
毎日、午前9時から午後4時まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。)

② 閲覧場所 前記7(5)⑤に同じ。

(2) 別冊図面及び仕様書並びに設計図書等に対する質問がある場合には、簡易な内容を除き書面(様式は自由)により提出すること。

① 提出期間 令和 8 年 8 月 5 日 (水) ～ 令和 8 年 8 月 14 日 (金) までの
毎日、午前9時から午後4時まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く)

② 提出場所 前記7(5)⑤に同じ。

(3) (2)により説明を求められたときは、令和 8 年 8 月 17 日 (月) までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(4) (3)の質問に対する書面の回答は、閲覧に供する。

① 閲覧期間 令和 8 年 8 月 5 日 (水) ～ 令和 8 年 8 月 20 日 (木) までの
毎日、午前9時から午後4時まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く)

② 閲覧場所 前記7(5)⑤に同じ。

10 現場説明会

行わない。

11 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札開始日時 令和 8 年 8 月 18 日 (火) 午前 9 時

(2) 入札書提出締切日時 令和 8 年 8 月 20 日 (木) 午後 4 時

(3) 内訳書開封予定日時 令和 8 年 8 月 20 日 (木) 午後 4 時 01 分から

(4) 開札予定日時 令和 8 年 8 月 21 日 (金) 午前 9 時 45 分から

(5) 入札執行場所 前記7(5)⑤に同じ。

12 入札方法等

(1) 競争入札の方法 ぐんま電子入札共同システムによる入札

(2) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、群馬県財務規則、群馬県建設工事執行規程(昭和40年訓令甲第2号)及び群馬県競争入札心得の規定を守ること。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為をしないこと。

- (4) 落札候補者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (6) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (7) 2回目の入札で落札候補者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

13 入札保証金 免除

14 契約保証

契約保証については、次の中から受注者が選択するものとする。

- ① 契約保証金の納付
- ② 金銭保証人(金融機関又は保証事業会社の保証)
- ③ 履行保証保険
- ④ 公共工事履行保証証券による保証(付保割合10%以上)
- ⑤ 利付国債若しくは地方債

15 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書をぐんま電子入札共同システムにより提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。
- (3) 工事費内訳書のファイル形式は一太郎、Word、Excel又はPDFによる。
- (4) 工事費内訳書は、返却しない。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (6) 諸経費の算出に当たっては、機器類及びソフトの費用を含めずに算出すること。ただし、一般管理費率については、ソフトの費用を含めて算出すること。

16 開札

開札は、11に掲げる日時及び場所において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

17 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
 - ④ 入札書の金額、氏名、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。
 - ⑤ ICカードを不正に使用した者の入札
 - ⑥ 15に規定する工事費内訳書の提出をしない者のした入札、又はその規定に従わない工事費内訳書を提出した者のした入札
 - ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

18 落札候補者の決定方法

開札後、落札を保留し、群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低入札価格で入札した者を落札候補者とする。

19 入札参加資格の審査と落札者の決定方法

落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があることが確認できれば、その者を落札者と決定し、落札者決定通知書により通知する。審査の結果、入札参加資格がないことが、確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行う。

入札参加資格がないと認めた者には、入札参加資格不存在通知書により、入札参加資格を満たさない項目および満たさない理由を通知する。

20 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、通知を行った日の翌日から起算して5日（群馬県の休日を定める条例（平成元年条例第16号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、群馬県警察本部に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面により、説明を求めることができる。

21 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める時は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること（別記様式4）。

22 請負契約書の作成

建設工事請負契約書により、契約書を作成するものとする。

23 支払条件

前金払	請 負 金 額 の 4 0 %
部分払	有（請負金額により、工期中1～4回）

24 火災保険を付することの要否
否

25 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無し

26 審査請求

本手続きにおいて入札参加資格がないと認められた者で、20に基づく回答に不服がある者は、「建設工事の入札・契約及び指名停止等措置に関する審査要領」の定めるところにより、群馬県警察本部長に対して再審査請求を行うことができる。

提出先 〒371-8580

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

電話 (027) 243-0110(内線2214～2216)

27 契約条項等を示す場所

契約書及び入札を定めている県建設工事執行規程及び関係規則等については、次により閲覧できる。

- (1) 閲覧期間 令和 8 年 8 月 5 日 (水) ～令和 8 年 8 月 21 日 (金) までの
毎日、午前9時から午後4時まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く)
- (2) 閲覧場所 〒371-8580
群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係
電話 (027) 243-0110(内線2214～2216)

28 その他

- (1) 入札参加者は、群馬県競争入札心得を熟読し、これを遵守すること。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づいて指名停止措置を行うことがある。
- (3) 落札者は、7の資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (4) 落札決定後、監理技術者等を適正に配置しない場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 締結する契約書には、この契約に関し、請負人が、次のいずれかに該当したときは、請負人は、発注者の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として支払う旨の特約を含めて締結すること。
 - ① この契約に関し、請負人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は請負人が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負人に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - ② この契約に関し、請負人(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (7) ぐんま電子入札共同システムは、土・日・祝日・年末年始(令和8年12月29日～令和9年1月3日)は稼働しない。また、群馬県警察本部も同期間は閉庁となるため留意すること。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 丸 山 潤 あて

〒
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

令和 8 年 8 月 5 日付けで入札公告のありました交通管制センター設備改修等工事(対照番号 1002 号)に係る入札に参加を希望するとともに、参加資格について確認されたく申請します。

ついては、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格確認資料及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | | |
|----------------------------|------|---------|
| 1 地方自治法施行令第167条の4(成年被後見人等) | 該当する | ・ 該当しない |
| 2 群馬県財務規則第170条第2項(入札参加制限) | 該当する | ・ 該当しない |
| 3 県からの指名停止の有無 | 該当する | ・ 該当しない |
| 4 会社更生法・民事再生法に基づく手続開始の申立て | 該当する | ・ 該当しない |
| 5 人的関係の確認(役職名・役員名を記載) | | |

-
-
-
-
- | |
|-----------------------------------|
| 6 入札説明書6(7)に定める施工実績を記載した書面 |
| 7 入札説明書6(8)に定める配置予定技術者の資格等を記載した書面 |
| 8 入札説明書7(2)に定める経営規模等評価結果通知書の写し |
| 9 7, 8を補足するための資料 |

(別記様式 2)

同種の工事の施工実績

会社名:

同 種 工 事 の 条 件		交通信号機関連工事
工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都県名・市町村名・地先名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日、ヵ月
	発 注 形 態 等	単体・JV(出資比率 %)
工 事 概 要 等	規模・延長等	
	工 事 内 容	
	使用主機材 ・ 数 量	
	施 工 条 件	
確認資料(該当するほうに○)		
JCIS検索システムのCORINS登録番号		契約書の写し

監理(主任)技術者等の資格・工事経験

会社名：

配置予定技術者の 従事役職・氏名		
最終学歴		
法令等による免許		
同種工事の条件		
同 種 工 事 経 験 の 概 要	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名・地先名)
	契約金額	
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日、 ヶ月
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者 ※該当する役職に○をつけること
	工事内容	※ 公告において明示した参加資格が判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。
施行条件等		
雇用の状況		申請日前3ヶ月以上の雇用継続
確認資料(該当するほうに○)		
JCIS検索システムのCORINS登録番号		契約書の写し

申請時における他工事の従事状況	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名・地先名)
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日、 ヶ月
	従 事 役 職	現場代理人・監理(主任)技術者 ※該当する役職に○をつけること
	落札後の配置 予定技術者の 対応措置	

※ この様式に記入したファイルを添付し、群馬電子入札共同システムにより提出すること。

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 丸 山 潤 あて

〒
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名:

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

- ・発生するおそれのある事象(※): (例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰
- ・上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: (例) 報道等のURLを記載又はファイルを添付

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

- ・発生するおそれのある事象(※): (例) 〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足
- ・上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: (例) 報道等のURLを記載又はファイルを添付

その他連絡事項(空欄可)(自由記述:上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(※) 天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- 注 1 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から契約締結までに提出するものとする。
- 3 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)
- 4 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等(スライド条項の運用基準等を含む。)に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

質 問 ・ 回 答 書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 丸 山 潤 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

私は、令和 8 年 8 月 5 日付けで条件付き一般競争入札公告のありました
交通管制センター設備改修等工事(対照番号 1002 号)について、下記のとおり
質問がありますので回答してください。

記

質問事項(複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用のこと。)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

回 答(質問事項に応じて、適宜別紙を使用のこと。)

回答日令和 年 月 日、担当者名

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

注) 郵送の場合は、配達証明扱い以上の措置をとり、所定の期限内に到達したもののみを認める。

工 事 費 内 訳 書

工 事 名 交通管制センター設備改修等工事（対照番号 1002 号）
工 事 場 所 前橋市大手町一丁目1番1号

住 所
会 社 名
氏 名

項 目	数 量	単 位	単 価	金 額	構 成 比	摘 用
1 機器費	一 式				%	
2 ソフト費	一 式				%	
3 材料費	一 式				%	
4 労務費	一 式				%	
6 直接工事費	一 式					
7 諸経費対象金額	一 式					
8 諸経費	一 式				%	
内訳 ① 共通仮設費	1	式				
② 現場管理費	1	式				
うち建退共制度の掛金	1	式				
工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額	1	式				
工事原価のうち安全衛生経費	1	式				
③ 一般管理費	1	式				
工 事 費 計					100.0 %	

注1 入札書の金額と工事費計が必ず同じ金額であること。
注2 入札書と同時に提出すること。

交通信号機工事場所一覽表

○对照番号:1002

○工事名称:交通管制センター設備改修等工事

○工事場所:前橋市大手町一丁目1番1号

[illegible]

設 計 内 訳 書

○ 工事名称：交通管制センター設備改修等工事 ○ 工事場所：前橋市大手町一丁目1番1号

(対照番号 1002)

(_____)

設 計 額

内 訳 _____

名 称	内 容	数 量	単 価	金 額	摘 要
前橋市大手町一丁目1番1号		1 拠点			
1 機器費		1 式			
2 ソフト費		1 式			
3 材料費		1 式			
4 労務費		1 式			
計					
工事費計					
現 場 発 生 品		数 量			
Ⅰ類【コンクリート塊(単位 m ³)】					
Ⅱ類【アスファルト(単位 m ³)】					
Ⅲ類【鉄 く ず(単位 t)】有価					
Ⅳ類【アルミニウム古くず(単位kg)】有価					
Ⅴ類【ケーブル類重量(単位kg)】有価					
Ⅵ類【そ の 他(単位 m ³)】					
発生材処分費		1 式			
諸経費内訳 (機 器 費)					
(ソフト費)					
諸経費対象額					
共通仮設費計					
共 通 仮 設 費					
共通仮設費補正					
現 場 管 理 費					
一 般 管 理 費 (ソフト費含む)					
一般管理費補正 (契約保証)					
諸 経 費 計					
直接工事費					
合 計					
消費税相当額		10%			
総 計					

設計内訳書

(对照番号 1002)

[illegible]

情報システム・機器・役務等の調達に係る調達内容リスト

調達案件名 (システム名)	交通管制センター設備改修工事
法人名	

○ 提案機器等一覧

通番	区分	製造業者・ 役務実施業者	本社所在国	業者の法人番号 (半角数字)	製品名・ 役務実施場所	型番	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

情報システム・機器・役務等の調達に係る調達内容リスト

調達案件名 (システム名)	交通管制センター設備改修工事
法人名	

通番	区分	製造業者・ 役務実施業者	本社所在国	業者の法人番号 (半角数字)	製品名・ 役務実施場所	型番	備考
(例)	ノートPC	○×電機	日本	1234567890123	○○ NOTE	AAA 0123	
(例)	プリンタ	△△△	米国	3210987654321	△△E1234e	BBB-1111	
(例)	アプリケーション	OSS	OSS		7-Zip		https://www.●● ●.com
(例)	システム開発等	◎◎ソリューション	日本	1111111111111	東京都○○区××		
(例)	再委託	○○○ソフト開発	日本	2222222222222	さいたま市○○区△△		
(例)	再々委託	××システムズ	日本	3333333333333	横浜市××区○○		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

○ 区分

例にならって記載してください。

適当な区分名称がない場合は、「その他」と記載し、「備考」欄に簡潔に内容を記載してください。

○ 製造業者・役務実施業者

機器等の場合、「販売業者」、「ブランド名」ではなく、「製造業者」を記載してください。

「OSS」の場合は、「OSS」と記載してください。

○ 本社所在国

「本社所在国」等を例にならって記載してください。

○ 業者の法人番号（半角数字）

所在地、業種等を確認の上、13桁の法人番号を記載してください。海外企業、OSSや不明な場合は空欄で結構です。

ただし、海外の企業であっても日本に子会社等がある場合は、そちらの法人番号を記載してください。

○ 製品名・役務実施場所

データ作成による場合は、漢字、かな（カナ）は全角、それ以外は半角で記載してください。

製品名はシンプルに記載し、仕様に関わる部分は必要に応じて備考欄に記載してください。

○ 型番

データ作成による場合は、全て半角で記載してください。

○ 導入機器等一覧表に載せる情報システム・機器・役務等

1 次に掲げる機器を例とする通信回線装置

- ・ ハブ
- ・ スイッチ
- ・ ルータ（V P N等サービス統合型のものを含む。）
- ・ ファイアウォール
- ・ I D S（Intrusion Detection System、侵入検知システム）
- ・ I P S（Intrusion Prevention System、侵入防止システム）
- ・ U T M（Unified Threat Management、統合脅威管理）
- ・ W A F（Web Application Firewall、W e b アプリの脆弱性防御）

2 次に掲げる機器を例とするサーバ装置

- ・ メールサーバ
- ・ ウェブサーバ
- ・ D N Sサーバ
- ・ ファイルサーバ
- ・ データベースサーバ
- ・ 認証サーバ
- ・ 管理サーバ（A Dサーバ等）
- ・ P r o x yサーバ
- ・ メインフレーム
- ・ N A S（Network Attached Storage）

3 次に掲げる機器を例とする端末

- ・ デスクトップパソコン
- ・ ノートパソコン
- ・ タブレット端末
- ・ スマートフォン

4 端末周辺機器（キーボード、マウス等）

5 次に掲げるものを例とするソフトウェア等

- ・ O S
- ・ アプリケーション（業務アプリケーションを含む。）
- ・ ウェブコンテンツ
- ・ ミドルウェア
- ・ ファームウェア（その動作によりC P U等の制御が可能なものに限る。）

6 複合機（プリンタを含む。）

7 次に掲げる機器を例とする特定用途機器

- ・ テレビ会議システム構成機器
- ・ I P電話システム構成機器
- ・ ネットワークカメラシステム構成機器
- ・ 各種センサー
- ・ 入退庁（入退館及び入退室を含む。）システム構成機器

- ・ 外付けハードディスク
- ・ U S Bメモリ

9 次に掲げるものを例とする役務

- ・ システム開発
- ・ 運用／保守
- ・ 通信サービス
- ・ クラウドサービスの提供
- ・ 電子証明書（民間認証局を利用するサービスに限る。）
- ・ ドメイン（政府ドメイン以外を利用するサービスに限る。）
- ・ 端末等の廃棄
- ・ データの管理／処理

交通管制センター設備改修等工事
仕様書

群馬県警察本部交通規制課

工 事 仕 様 書

1 適用

本仕様書は、交通管制センター設備改修等工事の施工に適用する。

2 工事名

本工事の名称は、「交通管制センター設備改修等工事」とする。

3 工事目的

本工事は、交通管制センターに設置しているLED表示板（上段）をLEDディスプレイに更新及びビデオプロジェクタ（下段）を液晶プロジェクタに更新し、その他付帯する工事を実施することで、交通管制システムの高度化により交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

4 工事期間

契約締結後 令和9年3月31日(水) まで

5 工事場所

交通管制センター 群馬県警察本部9階 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

6 工事概要

- (1) 既設のLED表示板を撤去し、LEDディスプレイ及び液晶プロジェクタを設置すること。
- (2) 管制卓に映像生成装置用端末を設置すること。
- (3) 映像生成装置、指定する4端末、別途準備するHDDレコーダをLEDディスプレイ及び液晶プロジェクタに接続し、表示できること。
- (4) その他、付帯工事、各種調整作業を行うこと。
- (5) 各詳細は別添1「工事内容」による

7 関連仕様書

本工事では、特に指定のある場合を除いて、「交通信号機設置工事共通仕様書（令和8年度版群馬県警察本部交通規制課）」に準拠すること。

また、本仕様書と関連仕様書の記述内容が異なる場合は、本仕様書を優先すること。

8 工事仕様書の基本条件

- (1) 群馬県警察交通管制システムの既設装置とインタフェースが適合すること。
- (2) 24時間連続運転できること。

- (3) 保守、点検、調整及び操作運用が容易なものであること。
- (4) 構成機器は、単に目的とする機能を満足するだけでなく、外観及び構造的に確実堅牢、美麗に仕上げること。
- (5) 構成部品は、信頼度が高く社内検査合格品であっても、J I S規格等の標準規格に適合したものであること。
- (6) 各種機器は、システムに要求される機能を十分発揮出来るよう施工すること。

9 承認図及び完成図書の提出

- (1) 受注者は、機器の調達及び工事実施に先立ち、以下の項目を記載した承認図を提出して承認を得ること。
 - ア 施工計画書
 - イ システム構成図
 - ウ 機器構造図・実装図
 - エ システム説明書
 - オ 監督員が特に指定したもの
- (2) 受注者は、工事完成検査の前までに完成図書は正1部、副1部を提出すること。
なお、完成図書の内訳は以下のとおりとする。
 - ア 完成図
 - イ 試験成績書
 - ウ 耐震検討書
 - エ 取扱説明書
 - オ 操作説明書
 - カ 工事写真
 - キ 監督員が特に指定したもの

10 遵守事項

群馬県建設工事請負契約約款によるほか、次によること。

- (1) 本工事の関連する法令、規則及び基準等はこれを遵守すること。
- (2) 本工事の施工にあたり法令、規則等の定めのある事項については、これに従い必要な届出、手続等は受注者が代行実施し、これに要する費用は受注者が負担すること。
- (3) 受注者は、本仕様書に明記していない事項であっても、本工事に必要とする機材等の準備や作業は受注者の負担にてこれを行うこと。
- (4) 本工事の施工にあたっては、交通管制システムを一体となって機能させるとともに他のシステム等と接続して機能するシステム及び装置に関しては、円滑なシステム構築のため、通信プロトコル、その他のインタフェースに必要な情報を当事者間で明らかにすること。
- (5) 本工事の施工に当たっては、警察業務へ与える影響が最小になるよう、作業工程を計画すること。
- (6) 本工事は、別途発注する「交通管制センター上位装置賃貸借等」の受注者及び交通

管制センター既設中央装置の保守契約業者等の関係者と相互に協力及び工程を調整して施工すること。

- (7) 本工事に使用する機器及び材料は、警察庁仕様、J I S規格等の技術基準に合格したものを使用すること。

なお、規格により難い場合は監督員の承認を得て使用すること。

- (8) 受注者は、工事の施工に先立ち、工事責任者届及び工事工程表を提出すること。

- (9) 庁舎内における作業時間は、原則として官庁執務時間内とする。

ただし、作業工程上執務時間外に及ぶ場合は事前に監督員の承認を得て実施すること。

- (10) 工事施工のため庁舎に出入りする場合は、監督員に当日の工程、従事者名を報告すること。また出入りの間には工事業者を表す自社の腕章を装着すること。

- (11) 本仕様書に規定のない事項及び仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、監督員との協議の上、監督員の指示によること。

- (12) 工事実施中において警察業務に支障を来す障害等が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告すると共に、工事を中止し速やかに原状回復に努めること。また、代替措置等を講ずるなど警察業務に支障のないよう万全の措置を施すこと。

なお、その責任はすべて受注者が負うものとする。

- (13) 受注者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、既設構造物その他の施設に障害若しくは損害を与えた場合、または人命等に支障を生ずる事故等が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告の上、速やかに対処しその責任はすべて受注者が負うものとする。

- (14) 現場代理人は、労務の安全、衛生及び機材その他の清掃、整頓並びに火災、盗難の防止等工事現場の管理に関し、常に万全の措置を施すこと。

- (15) 別添2「情報セキュリティの確保に関する特約条項」を遵守すること。

11 情報セキュリティ対策

- (1) 本仕様書で設置するハードウェアの候補となる機器等について、あらかじめ発注者に機器等リストを提出し、承認を得ること。情報セキュリティに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、警察本部と連携して代替品選定等を行うこと。

- (2) 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアについて、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると判断した場合には、受注者において調査の上、必要な措置を講ずること。

- (3) 本仕様書で調達する役務（再委託先を含む。）については、あらかじめ候補となる役務リストを提出し、情報セキュリティに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、発注者と連携して候補となる役務リストを見直しの上、再提出すること。

- (4) 本仕様書で調達する役務について、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不

正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。)が疑われると判断した場合は、受注者において調査の上、必要な措置をこうずること。

12 留意事項

本工事の実施にあたり、他機関システムや既設装置、上位装置等との調整、作業等が必要になった場合は、受注者の負担で実施すること。

13 工事完成検査

本工事の完成検査は、検査員立会いで次のとおり実施し、その合格をもって工事完成とする。

(1) 納入された機器、ソフトウェア及び工事施工が本仕様書及び承認図に適合するか否かを検査する。

なお、工事完成後目視検査が不可能な部分については、工事写真による書面検査をもってする。

(2) 検査により発見された軽微な事項については、その原因と処置及び結果について速やかに書面により検査員に報告し、再検査を受けるものとする。

(3) 検査方法等に関して疑義を生じた場合は、検査員の指示に従うこと。

(4) 検査に必要な一切の設備及び費用は、受注者側で準備すること。

工 事 内 容

1 LEDディスプレイ設置工事、関連機器等の整備

(1) LEDディスプレイ設置工事

ア 交通管制センターにおいて、既設のLED表示板を撤去し、LEDディスプレイを設置すること。

なお、設置するLEDディスプレイの仕様は下記「2 機器仕様」のとおりとする。

イ HDMI受信機等を収容する機器収容架は監督員の指定する位置に耐震固定すること。

ウ LEDディスプレイは、4分割画面表示ができるようにすること。

エ 既設のフレーム及び化粧パネルは必要に応じて加工又は撤去再構築すること。
(図番1参照)

オ 撤去品は適切に処分すること。

(2) 液晶プロジェクタ整備

交通管制センターにおいて、プロジェクタをスクリーンと合わせて整備すること。

なお、整備するプロジェクタ及びスクリーンの仕様は下記「2 機器仕様」のとおりとする。

(3) 映像生成装置用端末整備

ア 交通管制センターの管制卓に、映像生成装置用端末を整備すること。

なお、整備する端末の使用は下記「2 機器使用」のとおりとする。

イ 交通管制システムの信号制御ブロック、交通情報ブロック及びシステム管理ブロックと接続し、取得したデータを基にLEDディスプレイ、および液晶プロジェクタへ表示するコンテンツを作成すること

ウ 地図上に交通情報（渋滞情報）を表示すること

2 機器仕様

(1) LEDディスプレイ（TL-110AD12A相当品）

ア 数量	1 台
イ 主な仕様	
(ア) 画面サイズ	110インチ 以上
(イ) 電源	AC100V
(ウ) 輝度	700cd/m ² 以上
(エ) アスペクト比	16 : 9

(オ) 解像度 1920×1080ドット 以上

(カ) 壁面に取付けが可能であること

(キ) 10万時間以上の運用が可能であること

ウ 詳細は、別途監督員が指示する。

(2) 液晶プロジェクタ (PT-CMZ50J相当品)

ア 数量 1 式

イ 主な仕様

(ア) 電源 A C 100 V

(イ) 光出力 5200lm 以上

(ウ) 解像度 1920×1200ドット 以上

(エ) アスペクト比 16 : 10

(オ) スピーカを内蔵していること

(カ) スクリーン補正機能を搭載していること

(3) スタンド付きスクリーン

ア 数量 1 式

イ 主な仕様

(ア) スクリーンサイズ 100インチ 以上

(イ) アスペクト比 16 : 9

(ウ) スタンドに液晶プロジェクタを搭載できること

(4) 映像生成装置用端末

ア 数量 1 式

イ 主な仕様

(ア) C P U 1 C P U

(イ) ストレージ 十分な容量であること

(ウ) メモリ 処理性能を満足できること

(エ) O S Microsoft Windows®

(オ) 動画編集ソフトを導入すること

(カ) 不正プログラム対策ソフトの最新バージョンを導入すること

3 使用材料等

別表 1 「使用材料一覧」及び別表 2 「ソフトウェア設定一覧表」に示す材料等を準備し、LEDディスプレイ及び映像関連機器の設置等を行うこと。

4 留意事項

(1) LEDディスプレイ及び液晶プロジェクタの更新に伴い、既設機器の改修が必要な

場合は併せて実施すること。また、運用に必要な設定、機器設置等を行うこと。

なお、必要な設定及び各種試験調整は交通管制センター保守業者と協力して実施すること。

- (2) 製造メーカ又は同等な技術・実績を有する会社により、調整及び総合試験を行い、システム全体の正常性を確認すること。
- (3) 撤去し処分する機器及び不要材料等は各種法令に従い適切に処分し、処分したことを示す書類（マニフェストの写し等）を完成図書に含めて提出すること。

5 試験調整

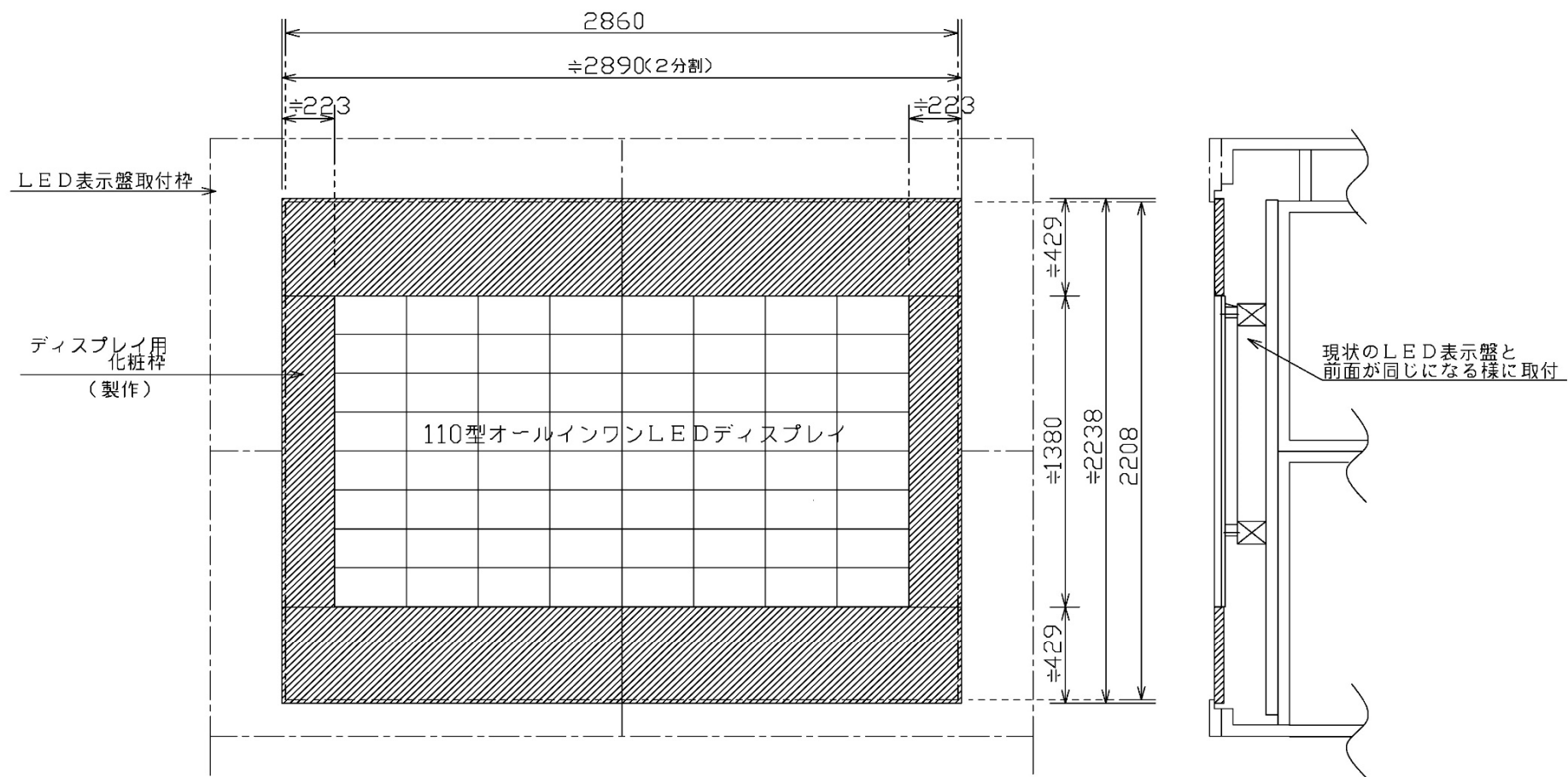
- (1) 各機器及びソフトウェアの動作試験を実施し機器調整を行うこと。
- (2) 群馬県警察交通管制システム全体が正常に動作することを確認すること。
- (3) 試験調整結果は書面で提出し、完成図書に綴ること。

別表 1 使用材料一覧表

名 称	内 容	数 量	単位	摘 要
LEDディスプレイ	機器仕様(1)のとおり Panasonic TL-110AD12A相当品	1	台	交通管制センター
HDMI送信機	イメージニクス CRO-U112HTX相当品	8	式	交通管制センター
HDMI受信機	イメージニクス CRO-URS2ML相当品	8	式	交通管制センター
HDMIマルチビューワ	イメージニクス HEV-U91相当品	1	式	交通管制センター
映像切替用リモートコントローラ	イメージニクス RCX-16相当品	1	式	交通管制センター
液晶プロジェクタ	機器仕様(2)のとおり Panasonic PT-CMZ50J相当品	1	台	交通管制センター
スタンド付きスクリーン	機器仕様(3)のとおり ケイアイシー CBYH-CJⅡ-100相当品	1	式	交通管制センター
映像生成装置用端末	機器仕様(4)のとおり HP Z1 Tower G1i相当品 動画編集ソフト PDR24ULTGF-0001相当品	1	式	交通管制センター
機器収容架	日東工業 FS60-610EN相当品	1	架	交通管制センター
電源サブラック	日東工業 RD86-1E2-S2-L158相当品	1	式	交通管制センター
化粧ネジ	日東工業 RD75-12S相当品	2	式	交通管制センター
ブランクパネル 2 U	日東工業 RD21-2E相当品	6	式	交通管制センター
ブランクパネル 1 U	日東工業 RD21-1E相当品	2	式	交通管制センター
0Aタップ (3 P 8 個口)	サンワサプライ TAP-KS8-3相当品	10	個	交通管制センター
0Aタップ (2 P 6 個口)	明工社 MR7460T3相当品	5	個	交通管制センター
ラックマウント金具	イメージニクス MK-U104相当品	5	式	交通管制センター
化粧パネル	図番 1	1	式	交通管制センター
HDMIケーブル		61	m	交通管制センター
同軸ケーブル	5C-2V	270	m	交通管制センター
LANケーブル	カテゴリ 5e	20	m	交通管制センター

別表 2 ソフトウェア設定一覧表

名 称	内 容	数 量	単位	摘 要
映像生成システムプログラム	パナソニック相当品	1	式	交通管制センター



ディスプレイ用化粧枠

材質：SPC t = 1.2mm

仕上げ：N2 3分艶焼付塗装

取付方法は別途検討

情報セキュリティの確保に関する特約条項

(目的)

第1条 受注者は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、発注者から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は、次の各号とする。

- 一 発注者が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 二 発注者が秘密区分の指定をした秘密に属する物件
- 三 一号又は二号に掲げるものを基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、発注者が指定したもの
- 四 前各号について推知し得る情報

(再委託の禁止)

第2条 受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）を行う場合は、あらかじめ再委託先の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間、再委託率その他の情報セキュリティの確保に係る契約内容等を記した書面（以下「再委託承認申請書等」という。）を提出し、発注者の承認を得るものとする。この場合において、再委託承認申請書等に記載された事項について、これに変更があるときは、受注者はあらかじめ変更の届出を発注者に提出し、同様に承認を得るものとする。

2 前項ただし書により受注者が再委託を行う場合、受注者は受注者と再委託先との間で締結する契約において、再委託先において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

3 発注者は、前項の契約について、再委託承認申請書等を確認し、再委託を行う合理的理由及び再委託先が再委託される業務を履行する能力その他の情報セキュリティの確保のために必要と認められる事項が十分満たされていないと認められる場合、第1項の承認を行わないことができる。

4 第1項ただし書により受注者が再委託させる場合の再委託先その他本契約の履行に係る作業に従事する受注者以外の事業者（以下「再委託先等」という。）における情報セキュリティの確保について、受注者は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第3条 受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

- 2 受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、契約締結後速やかに発注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、保護すべき情報に接する者（受注者及び再委託先等における派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を契約締結後速やかに発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、発注者の承認を得るものとする。この場合において、受注者があらかじめ当該計画を有する場合には、これに代えることができる。
- 5 発注者は、受注者に対し、第4項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。
- 6 受注者は、受注者及び再委託先の資本関係、役員等の情報、本件業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を発注者に通知し承認を得るものとする。
- 7 受注者及び取扱者は、発注者から本人確認を行うため身分証明書等の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 8 受注者は、情報システム及び機器等や役務の調達におけるサプライチェーンにおける発注者の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理体制を証明する書類を発注者に提出しなければならない。また、第三者機関等による品質保証体制（ISO/JIS Q9001等）、情報セキュリティに関する認証（ISO/JIS Q27001（ISMS）等）取得を証明する書類、情報セキュリティ監査報告書（SOC（2及び3）等）等が提出可能な場合は、発注者に提出するものとする。
- 9 受注者は、情報システム及び機器等・役務の調達におけるサプライチェーンにおける発注者の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われるなどの不正が見つかったときに、発注者と連携して追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、必要な措置を講じなければならない。

（守秘義務）

第4条 受注者は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 3 受注者又は再委託先等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、受注者はあらかじめ、書面により発注者に申請し許可を得なければならない。

（管理）

第5条 受注者は、本契約に基づき、保護すべき情報及び発注者が受注者に貸与する仕様

書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

- 2 受注者は、発注者が指定する場所において個別の業務を行う場合に持ち込む物品、保護すべき情報及び業務資料を適正に管理するものとする。また、発注者の承諾なくしては、その場所から物品、保護すべき情報又は業務資料を持ち出してはならない。
- 3 受注者は、前2項の保護すべき情報及び業務資料の管理に関して、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」における情報セキュリティ対策に準じた管理を行っていることについて、発注者の承認を得るものとする。
- 4 受注者は、保護すべき情報及び業務資料について、本契約の履行又は発注者の指定した目的以外に使用してはならない。
- 5 受注者は、保護すべき情報について、本契約が終了したとき、又は発注者から廃棄を求められたときは、これを直ちに発注者が認める方法により廃棄するものとする。
- 6 受注者は、保護すべき情報及び業務資料を、発注者の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。
- 7 受注者は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は発注者から返還を求められたときは、これを直ちに発注者に返還するものとする。
- 8 受注者は、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、受注者から発注者に所有権が移転したものは全て発注者の認める方法により廃棄しなければならない。
- 9 受注者は、別途定めがある場合を除き、発注者が特に高い可用性又は完全性の確保が必要と指定する保護すべき情報を取り扱うときは、可用性、通信の速度及び安定性、データの保存期間及び方法、データ交換の安全性及び信頼性確保のための方法、情報セキュリティインシデントの対処方法等を発注者と協議し合意文書を作成するとともに、その合意内容について保証しなければならない。

（作業員名簿の通知及び作業責任者の選任）

- 第6条 発注者は、必要に応じて受注者に当該個別の業務の実施に関する作業を行う者（以下「作業員」という。）の名簿を作業責任者を明らかにした上で作成させ、書面をもって発注者に通知させることができる。ただし、作業責任者は、作業員の中から選任するものとする。
- 2 前項ただし書により選任された作業責任者は、受注者の個別の業務の実施を統括し、受注者の定める規則に基づき就業管理を行い、個別の業務の遂行に関する一切の事項を処理し、個別の業務の遂行につき受注者を代理する権限を有するものとする。
 - 3 受注者が作業責任者の権限に関し制限を設けた場合、作業責任者を変更する場合その他の発注者に通知した内容を変更する場合は、受注者は当該内容を書面により事前に発注者に通知するものとする。
 - 4 発注者は、作業責任者又は作業員の個別の業務の遂行について著しく不適當であると認めた場合は、受注者に対して是正のために必要な措置を執ることを求めることができるものとする。

(脆弱性対策等の実施)

第7条 受注者は、本件業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

2 前項の場合に、受注者は、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(調達する機器等や役務における対策の実施)

第8条 受注者は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、あらかじめ発注者にそのリストを提出すること。

2 受注者は、前項のリストの提出後、調達する機器等や役務に変更があった場合は、リストを修正し再提出すること。

3 受注者は、発注者が調達する機器等や役務について情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合は、発注者と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行わなければならない。

4 受注者は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると発注者が判断したときは、受注者において調査及び必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第9条 受注者は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について発注者に報告するものとする。

2 受注者は、契約締結後、少なくとも1年に1回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について発注者に報告するものとする。

3 前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難しい場合は、この限りではない。

4 受注者は、再委託先等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を発注者に対して報告するものとする。

5 受注者は、発注者に報告した確認結果について、発注者の承認を得るものとする。

6 発注者は、その確認結果が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

7 受注者は、前項の規定により、発注者から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故)

第10条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは、次の各号のことをいう。

- 一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- 二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- 三 保護すべき情報を取り扱う又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染が認められた場合
- 四 第5条第9項における合意内容を損なう事故が発生した場合
- 五 前各号に掲げるもののほか、発注者又は受注者の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、改ざん、滅失、紛失、破壊その他の機密性、完全性及び可用性を損なう事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(情報セキュリティ侵害事案等事故に関する受注者の責任)

第11条 受注者は、受注者又は再委託先等の従業員の故意若しくは過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置)

第12条 受注者は、本契約の履行に際し、第10条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、第10条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し調査を実施することとし、受注者は発注者が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
- 3 第10条に規定する事故が再委託先等において発生した場合、受注者は発注者が当該再委託先等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
- 4 受注者は、第10条に規定する事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、発注者の求めに応じて発注者に提出するものとする。
- 5 第10条に規定する事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については受注者の負担とする。
- 6 前項の規定は、発注者の損害賠償請求権を制限するものではない。
- 7 受注者は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、発注者に報告しなければならない。
- 8 受注者は、前項の措置の実施状況について、発注者の求めに応じて発注者に報告するものとし、発注者は、その実施状況が十分でない認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ監査)

第13条 発注者は必要に応じ、受注者に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、発注者の指名する職員を受注者の事業所その他関係先に派遣することができる。

- 2 受注者は、発注者が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、発注者の求めに応じ、必要な協力（発注者の指名する職員による受注者の事業所その他の関係先への立ち入り、関係者への面会、関係書類の閲覧、監査証拠の提出等）をしなければならない。
- 3 発注者が再委託先等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、受注者は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。
- 4 受注者は、自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を発注者に報告することとする。
- 5 発注者は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。
- 6 受注者は、前項の規定により、発注者から求めがあったときは、速やかにその是正のための必要な措置を講じなければならない。

（契約の解除）

- 第14条 発注者は、第10条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると発注者が判断する事実が、受注者の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなったときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。
 - 3 発注者は、第10条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると発注者が判断する事実が、受注者又は再委託先の責めに帰すべき事由により発生した場合は、第2条第1項ただし書による承認を取り消すことができる。この場合において、受注者に損害が生じた場合であっても、発注者は一切の責を負わない。

別記様式

情報セキュリティ対策履行状況確認書

1 確認対象者

- (1) 事業者名：
(2) 対象部門等名：
(3) 契約開始年月日：
(4) 前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が下請負者等の場合は、(1) 欄に事業者名を記載し、その末尾に「(下請負者等)」と記載すること。
この場合、(3) 欄には、下請負契約等の開始年月日を記載すること。

2 確認事項

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況（詳細）又は 未実施の理由
1	2. 1 本契約の全部又は一部を第三者に下請負させていない。		
2	2. 1 (1が未実施の場合) やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得ている。		
3	3. 2 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		
4	3. 2 情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、甲に通知している。		
5	3. 3 取扱者から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
6	3. 3 取扱者の名簿を作成し、甲に通知している。		
7	3. 4 教育計画を作成している。		
8	3. 1 その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
9	4. 1 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えい		

	していないことを確認している。		
10	4. 2 取扱者が、在職中又は離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示または漏えいしないよう、措置を講じている。		
11	4. 3 (1及び2が未実施の場合) やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により甲に申請し許可を得ている。	※	※
12	5. 1 業務情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		
13	5. 2 (甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 持ち込む物品、業務情報及び業務資料を適正に管理している。	※	※
14	5. 2 (甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 甲の承諾なくして、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出していないか確認している。	※	※
15	5. 3 業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得ている。		
16	5. 4 業務情報及び業務資料について、甲の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
17	5. 5 業務情報について、甲から廃棄を求められたとき、直ちに甲が認める方法により廃棄している。	※	※
18	5. 6 業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
19	5. 7 甲から返還を求められた資料を、甲に直ちに返還している。	※	※
20	6. 1 (情報システムを使用する場合)	※	※

	当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。		
2 1	6. 2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウィルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
2 2	6. 2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウィルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※
2 3	7. 1 (情報セキュリティ対策の履行状況の確認が2回目以降の場合) 前回の確認及び甲に対する報告から、1年以上を経過していない。	※	※
2 4	7. 5 報告した確認結果について、甲の承認を得ている。		
2 5	1 0. 1 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
2 6	1 0. 4 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料を保存している。	※	※
確認年月日：			
確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：			

【留意事項】

※欄については、該当がある場合に記載する。

誓 約 書

私は、群馬県警察から指示された事項を守り、業務上知り得た内容を
契約中または契約終了後を問わず他に漏らさないことを誓います。

年 月 日

群馬県警察本部長 殿

会 社 名

職 名
責任者 氏 名

印

氏 名

印

氏 名

印

氏 名

印

氏 名

印